平成２９年（フ）第１８１７号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台３丁目123番地　レオパレスカトルセゾン伊奈103
債務者　迫田紘太郎
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３３号
埼玉県桶川市坂田東１丁目２番地の６
債務者　山田　弘美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５８号
さいたま市岩槻区南平野４丁目12番地１
債務者　細井　保雄
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７９号
埼玉県新座市東３丁目11番５号
債務者　菅原　正行
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
埼玉県川口市元郷４丁目１番12号
債務者　橘川　忠純
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
埼玉県川口市元郷４丁目１番12号
債務者　橘川　静江
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地９棟205号
債務者　熊本　早苗
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
さいたま市北区日進町２丁目1674番地　102
債務者　後藤　正明
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９５号
埼玉県蕨市北町２丁目９番30号　ピュアハウス208号
債務者　総合調査コントラクトエージェンシーこと　佐藤　　充
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
さいたま市北区大成町４丁目621番地　ダイアパレス大宮大成107号室
債務者　須田　　稔
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１００号
さいたま市北区吉野町１丁目430番地７　セシオンⅠ　５号室
債務者　須田　康弘
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
埼玉県春日部市南１丁目22番１号
債務者　太野　桂子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
埼玉県越谷市大字南荻島3336番地　小田荘５号
債務者　和泉　幸平
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
埼玉県草加市松原４丁目１番２号　草加松原マンション305号
債務者　吉田　和雄
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
埼玉県越谷市大字袋山1253番地13　エスポワール203
債務者　山中真由美（旧姓木村・太幡）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
埼玉県越谷市大字恩間730番地３
債務者　金井　恵美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
埼玉県春日部市中央１丁目12番地１　メゾン福嶋４－Ｃ
債務者　國分　伸介
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係